

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 小谷 悦司 様 あて名 〒530-0005 日本国大阪府大阪市北区中之島2丁目2番2号大阪中之島ビル2階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 08.01.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 P1010741W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/036185	国際出願日 (日.月.年) 28.09.2018	優先日 (日.月.年) 29.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C08J5/24(2006.01)i, B32B15/08(2006.01)i, C08G65/48(2006.01)i, H05K1/03(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) パナソニックIPマネジメント株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input checked="" type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
---

見解書を作成した日 18.12.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 深谷 陽子 電話番号 03-3581-1101 内線 3430	4F 4516

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	_____	有
	請求項	1-7	無
進歩性 (I S)	請求項	_____	有
	請求項	1-7	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項	_____	無

2. 文献及び説明

文献 1 : JP 2009-263569 A (日立化成工業株式会社) 2009. 11. 12, 特許請求の範囲, [0018], [0025], [0048]-[0067]

文献 2 : JP 2005-089691 A (株式会社日立製作所) 2005. 04. 07, [0009]-[0010], [0093]-[0146]

文献 3 : JP 2016-113543 A (パナソニック I P マネジメント株式会社) 2016. 06. 23, 特許請求の範囲, [0139], [0154]

(1) 請求項 1-7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 から新規性も進歩性も有しない。

文献 1 の例えば実施例 6 には、末端スチレン基の硬化性ポリフェニレンエーテル(ビニルベンジル基で末端変性されたポリフェニレンエーテル化合物)と多官能スチレン化合物(架橋型硬化剤)とを 7:3 の割合で含む樹脂組成物の硬化物の比誘電率が 2.8 であり、石英ガラスクロスを含むプリプレグ、積層板および配線板の発明が記載されており、プリプレグ硬化物の比誘電率が 3.1、誘電正接が 0.0009 であることが記載されている。

文献 1 には、石英ガラスクロスの誘電正接が 0.001 未満であることが記載されているが、比誘電率は記載されていない。しかし、本願明細書の [0100] からみて、石英ガラスクロスの比誘電率は 4.7 以下を満たすものと推認される。

また、文献 1 に記載の発明の石英ガラスクロスは、メタクリル基含有シランカップリング剤により表面処理されている。

(補充欄に続く)

## 第Ⅷ欄 国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求項 4 に係る発明は、「前記シランカップリング剤は・・・請求項 1～3 のいずれか 1 項に記載のプリプレグ」を特定しているが、請求項 1 および請求項 1 を引用する請求項 3 は「シランカップリング剤」を特定していないから、発明が不明確となっている。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

(2) 請求項 1, 3, 5-7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2, 3 から進歩性を有しない。

文献 2 の実施例 15 には、ポリフェニレンエーテルと多官能スチレン化合物 BVPE (架橋型硬化剤) と 1:1 の割合で含む樹脂組成物の比誘電率が 2.7 であり、石英ガラスクロス (誘電正接 0.001 未満) を含むプリプレグ、積層板および配線板の発明が記載されており、プリプレグ硬化物の比誘電率が 3、誘電正接が 0.0011 であることが記載されている。ここで、本願明細書の [0100] からみて、石英ガラスクロスの比誘電率は 4.7 以下を満たすものと推認される。

文献 2 に記載の発明のポリフェニレンエーテル化合物は、末端変性されていない。

しかし、文献 3 には、炭素-炭素不飽和二重結合を有する置換基により末端変性された変性ポリフェニレンエーテル化合物を用いたプリプレグは、無変性ポリフェニレンエーテル化合物を用いたプリプレグよりも誘電正接が低くなる旨記載されている。

そうすると、低い誘電正接を具備することを目的とする文献 2 に記載の発明においても、文献 3 を参照し、ポリフェニレンエーテルを末端変性することは、当業者が格別の困難を伴うことなくなし得ることである。

そして、請求項 1, 3, 5-7 に係る発明が奏する効果は、文献 2, 3 に記載の発明より予測し得ない格別なものとはいえない。

(3) 請求項 1-7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2, 3 から進歩性を有しない。

文献 2 の実施例 16 には、実施例 15 の石英ガラスクロスをメタクリル基含有シランカップリング剤で誘電正接低下処理して用いた態様が記載されており、プリプレグ硬化物の誘電正接が 0.0009 であることが記載されている。

文献 2 に記載の発明のポリフェニレンエーテル化合物は、末端変性されていないが、文献 3 を参照し、ポリフェニレンエーテルを末端変性することは、当業者が格別の困難を伴うことなくなし得ることである。

そして、請求項 1-7 に係る発明が奏する効果は、文献 2, 3 に記載の発明より予測し得ない格別なものとはいえない。